第２号様式

覚　　　　　書

呉市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は，呉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の規定に基づき，次のとおり覚書を締結する。

　（雑誌への広告掲載）

第１条　甲は配架する雑誌（別記のとおり）を広告媒体として乙に提供し，乙は当該雑誌への広告掲載料を甲に納入する。

　（広告掲載の方法）

第２条　甲は，広告を掲載する雑誌の最新号の透明カバー又は雑誌架の扉等に，乙の広告を掲載する。ただし，広告の内容等については事前に甲と乙が協議するものとする。

　（広告掲出期間）

第３条　広告の掲出期間は，原則として年度単位(４月１日～翌年３月３１日)の１年間ごととする。年度の途中からの場合は，甲が広告掲出を決定した月の翌月から当該年度の３月３１日までとする。ただし，期間満了の２か月前までに，甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は，従前の契約と同一の条件で更新したものとし，その後も同様とする。

２　乙は年度途中に広告掲載の取りやめはできないものとする。

　（広告掲載料）

第４条　雑誌への広告掲載料の納付は，甲が発行する納入通知書により，指定する期日までに指定する方法で納付する。

２　乙が納付する広告掲載料は，次の額とする。ただし年度途中からの場合は，雑誌スポンサーに決定した月の翌月から翌年３月３１日までの期間に準じて算定する。

　　金　　　　　　円（12,000円／年× 誌× 図書館× ／12月＝ 円）

３　乙が広告掲載した雑誌が休刊した場合は，甲乙協議の上，別の雑誌に広告を振り替えることができるものとする。

　（広告掲載の取消し等）

第５条　甲は，乙から指定する期日までに広告掲載料の納付がない等のときは，広告の掲載を取り消すことができる。この場合において，乙が損害を受けることがあっても，甲はその賠償の責めを負わないものとする。

　（広告掲載の責務）

第６条　乙は，乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

２　乙は，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと，及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

３　第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は，乙の責任及び負担において解決する。

　（協　議）

第７条　本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は，甲及び乙が誠意をもって協議し，解決を図る。

本覚書は２通作成し，甲乙記名捺印の上，各１通を保管するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　　呉市中央４丁目１番６号

　　　　　　　　　　　　　　呉　　　市

呉 市 長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印